

(2) 管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
府民文化部 人権局 人権企画課	<p>概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 512 1673 653"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市内</td> <td>平成29年1月29日から同月30日まで</td> <td>360円</td> <td>平成29年5月31日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	大阪市内	平成29年1月29日から同月30日まで	360円	平成29年5月31日	<p>検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>旅費の精算手続は、旅費の確定後30日以内に精算を行わなければならないことを、人権局局内幹部会議において周知徹底した。</p> <p>また、旅費担当者は定期的に総務事務システム「精算旅費登録」画面上において、未精算者を確認し、未精算となっている場合は速やかに精算するよう、個別に指導することとした。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
大阪市内	平成29年1月29日から同月30日まで	360円	平成29年5月31日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月9日から同年7月4日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課	<p>概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="549 510 1712 674"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市内</td> <td>平成28年8月30日から同月31日まで</td> <td>500円</td> <td>平成28年10月21日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	大阪市内	平成28年8月30日から同月31日まで	500円	平成28年10月21日	<p>検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>所属職員に対して、旅費の精算手続は、旅費の確定後30日以内に行うよう注意喚起するとともに、旅費に関する事務処理について周知徹底を図った。 今後は、適正な事務の執行を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
大阪市内	平成28年8月30日から同月31日まで	500円	平成28年10月21日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月9日から同年7月4日まで）